# 記入例

# 高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

受付印 局齢者等居住改修住宅等に対する

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

長岡市長 様

	住	所	∓9	940-			市〇		町1	丁目	2番	3号			
申 告 者 (納税義務者)	氏 (名	名 称)				0	0	) (	0	0					
	電話	番号		0258 ( 〇 〇 ) 〇 〇 〇 〇											
	(個人番号及び法人番号)														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	

地方税法附則第15条の9第4項及び同条第5項に規定する高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第6項及び長岡市市税条例附則第14条の3第5項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の所在	長岡市〇〇町1丁目123番地4 家屋番号 ※未登記の場合は記入不要です。 123番4										
種類	専用住宅・ 共同住宅										
構造	木造 非木造 (造) 2 階建										
延床面積	併用住宅にあっては   123.45 m² そのうちの住宅部分床面積 m²										
建築年月日	平成 <b>17</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日										
登記年月日 ※未登記の場合は記入不要です。	平成 17 年 4月 15日										
居住安全改修工事 完了年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日										
	全体の工事費用 1,500,000 円 居住安全改修工事 以外の工事を含む										
居住安全改修工事に 要した費用	居住安全改修工事費用 補助·給付金額 自己負担金額										
	1,000,000円 - 300,000円 = 700,000円										
備考											
地方税法施行令附則第12条 第28項に該当する者 (居住安全改修工事を 必要とする方)	住 所 長岡市〇〇町1丁目2番3号										
	氏名 〇〇〇〇										
	生年月日										
	該当区分 65歳以上・ 要介護認定・ 要支援認定・ 障害者										
	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分、現住所、補助・給付制度の利用状況について、固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに、										
世帯区分等状況確認	同意します・ 同意しません										
	いずれかにOを記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。										

### ※ 添付書類

- (1) 改修工事が行われた旨を証する書類の写し(明細書、写真、領収書等) 又は「増改築等工事証明書」の写し
- (2) 補助金や給付金を受給している場合はその決定を受けたことを確認できる書類の写し
- (3) 下記に該当する場合は以下の書類の写し

要介護又は要支援認定 …… 介護保険の被保険者証

障害者 …… 身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳等

※ 改修工事完了後3か月以内に提出してください。

### 高齢者等居住改修住宅等(バリアフリー改修住宅)に対する固定資産税の減額について

### 1 提出先

長岡市役所資産税課又は最寄りの支所の地域振興・市民生活課(市外局番:0258)

長岡市役所資産税課 **73** 39-2213 和島支所地域振興·市民生活課 **₹** 74-3113 **7**5-3113 中之島支所地域振興・市民生活課 **A** 61-2014 寺泊支所地域振興·市民生活課 越路支所地域振興 · 市民生活課 **7** 92-5907 栃尾支所地域振興·市民生活課 **7** 52-5837 **7** 72-3160 三島支所地域振興・市民生活課 **2** 42-2246 与板支所地域振興·市民生活課 山古志支所地域振興・市民生活課 **5** 59-2332 川口支所地域振興・市民生活課 **8**9-3112 小国支所地域振興·市民生活課 **7** 95-5900

### 2 提出書類

バリアフリー改修工事完了後3か月以内に、申告書に次の書類を添付して提出してください。

- (1) バリアフリー改修工事が行われた旨を証する書類(改修工事に係る明細書、写真、領収書等)又は増改築等工事証明書の写し
- (2) 補助金や給付金を受給している場合はその決定を受けたことを確認できる書類の写し
- (3) 下記に該当する場合は以下の書類の写し

要介護又は要支援認定 …… 介護保険の被保険者証

障害者 …………… 身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳等

# 【この制度の概要については次のとおりです】

### 1 概要

新築された日から10年以上を経過した住宅のうち人の居住の用に供する部分において、令和8年3月31日までの間に高齢者、障害者の方等の介助の用に資する一定のバリアフリー改修工事を行い、一定の基準に適合することにつき証明されたものについては、改修後3か月以内に市に申告すると、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額の3分の1に相当する額を減額します。

#### 2 対象となる住宅

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅であること(居住部分の割合が2分の1以上であること)
- (2) 65歳以上の方、要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は障害者の方が申告時に居住していること
- (3) 賃貸住宅でないこと

## 3 減額される工事の要件

- (1) バリアフリー改修に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えていること (国又は地方公共団体からの給付金や補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの)
- (2) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (3) 次のいずれかに該当する改修工事であること (付帯して必要となる改修工事を含む)

ア 介助用の車椅子で容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する工事

- イ 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ウ 浴室を改良する工事で次のいずれかに該当するもの
  - ・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り換える工事
  - ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り換える工事
- エ 便所を改良する工事で次のいずれかに該当するもの
  - ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ・便器を座便式のものに取り換える工事
  - ・座便式の便器の座高を高くする工事
- オ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- カ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては段差 を小さくする工事を含む)
- キ 出入口の戸を改良する工事で次のいずれかに該当するもの
  - ・開戸を引戸、折戸等に取り換える工事
  - ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り換える工事
  - ・戸に戸車その他戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ク 便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくい ものに取り換える工事

### 4 減額の内容

- (1) 1戸当たりの床面積が100㎡相当分までの固定資産税額の3分の1を減額(都市計画税は対象外)
- (2) 併用住宅の場合は居住部分のみが減額の対象となります。
- (3) バリアフリー改修工事完了日の翌年度1年度分を減額
- (4) 新築住宅特例や耐震改修特例の減額と重複して適用できません。
- (5) バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、それぞれの税額の3分の1を減額し合わせて3分の2を減額
- (6) この減額措置の適用は1回限りとなります。

担当

〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市 財務部 資産税課 家屋係

電話:0258-39-2213 (直通)